

身体拘束適正化のための指針

社会福祉法人川口市社会福祉協議会訪問介護事業所及び居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）は、障害者虐待防止法、高齢者虐待防止法（以下「障害者等虐待防止法」という。）の趣旨を踏まえ、事業所全体で利用者の人権を尊重する「拘束しない支援」の徹底と職員の虐待防止の意識向上を目的として本指針を制定する。

1. 身体拘束適正化に関する基本的考え方

（1）身体拘束等の原則禁止

原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止する。

サービス提供にあたっては、利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止する。

＜緊急・やむを得ない場合の3原則＞

①切迫性	利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
②非代替性	身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替える介護方法がないこと。
③一時性	身体拘束その他の行動制限が一時てきなものであること。

※身体拘束を行う場合には、以上の3要件を満たすことが必要。

（2）やむを得ず身体拘束を行う場合

利用者本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、担当国会議等を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の障害よりも、拘束しないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たした場合のみ、本人・家族への説明と同意を得るものとする。（様式第1号）また、身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録を行いできるだけ早期に拘束を解除すべく努力する。（様式第2号）

（3）日常の介護における留意事項

身体拘束を行う必要性を生じさせないために、日常生活に以下のことに取り組む。

- ① 利用者主体の行動・尊厳ある生活になるよう援助する。
- ② 言葉や対応等で利用者の精神的な自由を妨げない。
- ③ 利用者の思いをくみ取り利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応を行う。
- ④ 利用者の安全を確保する観点から利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げない。
- ⑤ やむを得ず安全確保を優先する場合は担当国会議等において検討する。
- ⑥ やむを得ないと、拘束に準ずる行為を行っていないか常に振り返りながら利用者に主体的な生活をして頂けるよう援助する。

2. 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合の報告等の方法

本人又は利用者の生命又は身体を保護する為の措置として緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施する。

(1) 担当国会議等による決定と個別援助計画への記載

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合、サービス提供責任者は虐待防止担当者等と十分に検討し、身体拘束適正化委員会にて検討を行ったうえで、担当国会議等に参加し慎重に検討・決定する。検討の結果は虐待防止担当者、虐待防止責任者及び虐待防止委員会に報告する。

身体拘束を行う場合には、個別援助計画に身体拘束の態様及び時間、緊急やむを得ない理由等を記載する。

(2) 利用者本人・家族に対しての十分な説明

身体拘束を行う場合、これらの手続きの中で利用者や家族に対して、事前に身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解を得る。

(3) 記録と再検討

身体拘束を行った場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録する。

身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を随時検討する。その記録は5年間保管する。

(4) 拘束の解除

(3)の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除する。その場合には、契約者・家族に報告する。

3. 身体拘束適正化に向けた体制

(1) 身体拘束適正化委員会の設置

身体拘束適正化のための取り組み等の確認・改善及びやむを得ず身体拘束を行った場合は、その適否を検証するため身体拘束適正化委員会を設置する。

① 身体拘束適正化委員会は、本会の事務局長、福祉支援課長及び課長補佐、在宅福祉課長及び課長補佐、青木地域包括支援センター・訪問介護事業所・居宅介護支援事業所・障害者相談支援センターの虐待防止責任者及び担当者から構成する。

② 身体拘束適正化委員会は年1回以上開催し、次のことを協議する。協議した内容は、事業所職員全員に周知徹底する。

(ア) 身体拘束適正化のための指針の整備

(イ) 身体拘束適正化のための職員研修の内容に関すること

(ウ) 身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討

(エ) 身体拘束を実施した場合の解除の検討

(2) 身体拘束適正化のための職員研修

身体拘束適正化のための職員研修を原則年1回以上及び職員採用時に実施する。

研修内容は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき

実施する。研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し保存する。

4. 身体拘束の適正化等に係る苦情解決方法に関する事項

身体拘束の適正化等に係る苦情が発生した場合受付担当者は管理者とする。相談に寄せられた内容は個人情報の取り扱いに留意し、相談者の不利益が生じないように、細心の注意を払うとともに指針2に則り対処する。

5. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

利用者及びその家族は、いつでも本指針を閲覧することができる。

6. その他身体拘束の適正化等の推進のために必要な事項

権利擁護及び身体拘束の適正化等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努める。

附 則

この指針は、令和4年10月1日より施行する。

附 則

この指針は、令和5年12月1日より施行する。

附 則

この指針は、令和6年11月1日より施行する。